

第4部 計画の推進

第1章 計画の推進

1. 障がいのある人の自立と連携

障がいのある人が自らの選択と決定により、自主的に行動し、その行動に責任を負い、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加し、生きがいをもって生活できるように、障がいのある人同士、障がい者団体との交流及び連携を推進します。

2. 地域相談支援体制の整備

障がいのある人が安心して地域で暮らせる社会を実現するため、相談支援を中心とする地域の実情にあった地域生活支援の体制整備を進めます。

3. 各種団体、住民との協力体制

社会福祉協議会をはじめ、民生・児童委員、ボランティア団体、障がい者団体や住民との協働を進め、各種事業の推進に努めます。

4. 国・県・圏域市町との連携

本計画は、町内のみでは対応しきれない広域的な施策もありますので、圏域市町との障がい福祉サービス内容等の調整など、連携を取りながら計画の推進を図ります。

また、国が定めた「障害者基本計画」、鳥取県が定めた「鳥取県障がい者プラン」等と連携し計画の推進を図ります。

5. 計画の周知・推進

計画の周知については、障がいに関する正しい知識と理解を広める必要があります。障がい者団体や社会福祉協議会などの関係機関と連携を取り、町報やホームページ等を利用し効率的な周知と推進を図ります。

第2章 計画の進行管理

国の基本指針では、計画に定める事項について定期的な調査、分析評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずるとされています。

このため、計画の進捗状況や社会経済状況の変化等を踏まえ、必要な場合は適切な見直しを行います。

また、計画の進行管理及び達成状況の点検・評価については「三朝町障がい者地域自立支援協議会」に報告することにより行います。

第5期三朝町障がい福祉計画・第1期三朝町障がい児福祉計画におけるPDCAサイクル

